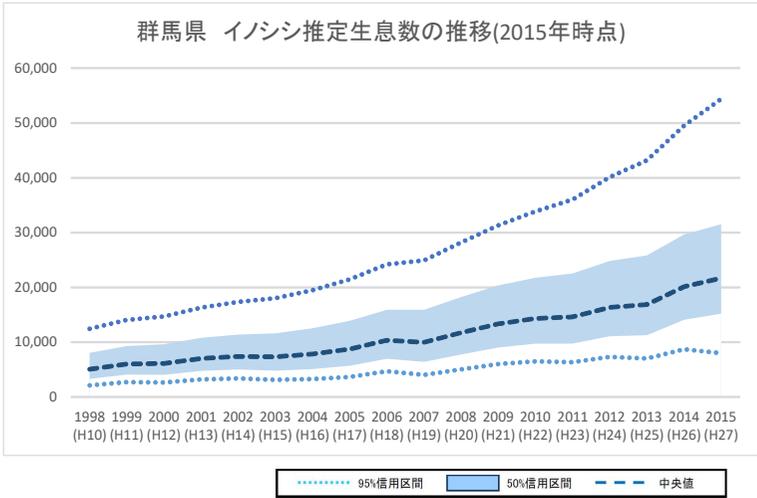
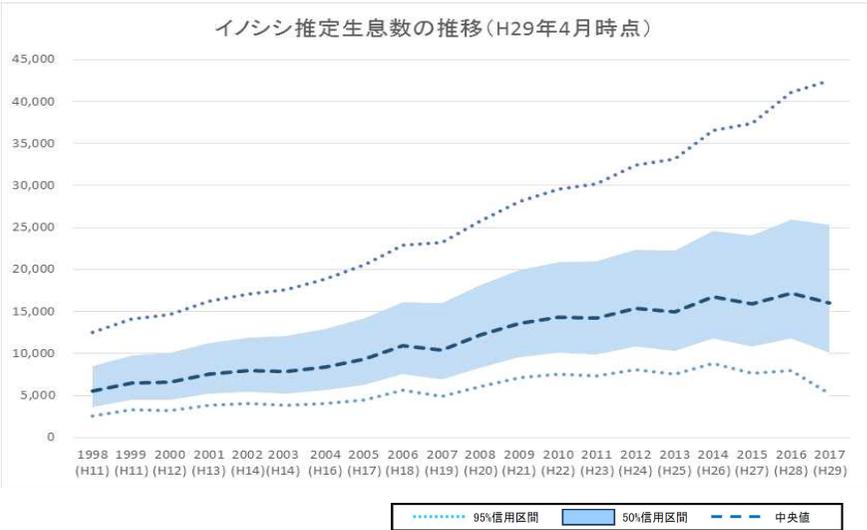


群馬県イノシシ適正管理計画（第二種特定鳥獣適正管理計画・第二期計画）改正箇所新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>7 管理の目標 管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。</p> <p>(1) 具体的目標 ア 分布管理の推進</p> <p>平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、イノシシ生息数を平成35年度までに半減することを目標としている。</p> <p>群馬県において国の方針に準じイノシシを平成35年度までに半減させるために必要な年間捕獲努力量を把握するため階層ベイズ法により生息数を試算したところ、平成27年4月現在の県内における生息数は15,198～31,510頭（50%信用区間、中央値 21,690頭）と推定された。</p> 	<p>7 管理の目標 管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。</p> <p>(1) 具体的目標 ア 分布管理の推進</p> <p>平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、イノシシ生息数を<u>10年後（平成35年度）</u>までに半減することを目標としている。</p> <p>群馬県において国の方針に準じイノシシを<u>平成25年度を基準として平成35年度までに半減させるために必要な年間捕獲努力量を把握するため、階層ベイズ法により生息数を推定した。</u></p> <p><u>この結果、平成29年4月現在の県内における生息数は10,080～25,350頭（50%信用区間、中央値 15,975頭）と推定された。そこで、今回の推定生息数を用いて平成35年度までに半減させるための将来予測を行ったところ、年間6,000～9,000頭（中央値 7,500頭）程度の捕獲を継続する必要があることが試算された。</u></p> 

県内におけるイノシシによる農業被害額は年間1億円を上回る水準が続いていることから、速や、かつ、確実に個体数を減少させる必要がある。また、生息数の推定結果は、自然環境の変化等により大きく変動する可能性があり、将来予測には安全率を見込む必要があると考えられることから、平成27年4月を基準とした将来予測においては、推定生息数を50%信用区間の上限値である31,510頭を採用した。

その結果、平成35年度までに生息数を半減させるためには年間13,000頭程度の捕獲を継続する必要があることが推定されたことから、平成29年度及び平成30年度の年間捕獲目標頭数(狩猟・許可捕獲等の総捕獲数)を13,000頭に設定する。

なお、年間捕獲目標頭数については、捕獲頭数等の指標に基づいて生息数を推定し、効果が得られていない場合は必要頭数を見直ししていくものとする。

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
捕獲目標頭数	13,000頭	13,000頭	平成30年度に推定・再設定

また、平成29年4月現在の推定生息数と基準年(平成25年度)の推定生息数(11,780~24,553頭(50%信用区間中央値 16,730頭))を比較したところ、ほぼ横ばいとなっているが、イノシシは個体数変動が激しい動物であることや推定生息数は長期的には増加傾向であることを考慮する必要がある。

以上のことから、平成31年度の年間捕獲目標頭数(狩猟・許可捕獲等の総捕獲数)を6,000~9,000頭に設定し、この範囲の中で可能な限り高い捕獲頭数の達成を目指す。

なお、年間捕獲目標頭数については、今後も捕獲頭数等の指標に基づき生息数を推定し、必要に応じて柔軟に見直すこととする。

年度	平成31年度
捕獲目標頭数	<u>6,000~9,000頭</u>